

企画競争説明書

業務名称：全世界ポストコロナ社会の公共交通事業のあり方に
係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a01228

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

また、見積もりの際には2021年度報酬単価(月額上限額)を適用してください。
(2021年3月3日お知らせ参照)

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年3月24日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年3月24日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界ポストコロナ社会の公共交通事業のあり方に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年6月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 津田 晴香 (Tsuda.Haruka@jica.go.jp)、西山 健太郎 (Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部運輸交通グループ第3チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年4月2日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年4月8日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年4月16日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説

明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

c) 特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

b) US\$ 1 = 105.743000 円

c) EUR 1 = 129.400000 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／公共交通計画（2号）
 - b) 鉄道事業（3号）
 - 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 5 M/M
- (2) 評価配点表以外の加点について
評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年5月7日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：公共交通に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／公共交通計画

➤ 鉄道事業

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／公共交通計画）】

- a) 類似業務経験の分野：途上国又は先進国における公共交通計画に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 鉄道事業】

- a) 類似業務経験の分野：途上国又は先進国における鉄道事業に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただ

し、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／公共交通計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>鉄道事業</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界ポストコロナ社会の公共交通事業のあり方に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

2019年12月に中国で確認された新型コロナウイルス COVID-19（以下、「新型コロナウイルス」という。）は全世界に感染が拡大し、世界の合計感染者数は1億人以上（2021年2月末時点、出典：ジョンズ・ホプキンス大学）に達している。ワクチンの開発が進むも、多くの国は第二波、第三波に見舞われており、未だ収束の兆しはみえない状況にあり、この感染拡大は、各国の運輸交通部門に深刻な影響を与えている。車内が高密度となりやすく、また、不特定多数との接触が見込まれる公共交通では感染（クラスター発生）が懸念され、在宅勤務の推進や学校授業のオンライン化等も相まって、各国で公共交通利用者が大きく減少している（例：首都圏ではピーク時間帯の駅利用者が約70%減少（国土交通省、2020）している。また、アジア各国の駅利用者数も、フィリピンで最大約85%減少、タイで約65%減少、マレーシアで約80%減少（アジア開発銀行、2020）となっており、利用者数は現状まだ回復を見ていない。）

他方、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの移動手段として、公共交通が果たしている役割は極めて大きく、各国政府や各公共交通事業者は、公共交通を守るために様々な対策（例：新型コロナ対策に関するガイドライン策定、乗務員と乗客の接触低減、車内のソーシャルディスタンス促進、マスク着用等に関する啓蒙活動など）を行っている。新型コロナの感染については、未だ終息の目途が見通せない状況ではあるが、グローバル化が進展し、移動が人々の生活にとって必要不可欠である現代社会において、人々の移動を可能とする運輸交通事業の必要性及び重要性が減じられることは無い。特に公共交通は市民の通勤や通学の足として重要な役割を果たしており、他の交通代替手段がない開発途上国（注：在宅勤務可能な労働が先進国より低く、約10-25%しかないと推定されている（アジア開発銀行、2020））においては、公共交通システムをより安全、安心かつ信頼性の高いシステムとすることが必要不可欠である（注：SDGs 目標11「住み続けられるまちづくりを」及びSDGs 目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成にも貢献）。

また、近年は開発途上国において、Gojek や Grab をはじめとするライドヘイリングなどの新たな交通サービスが登場してきており、人々の交通手段として一定のシェアを有するようになってきている。加えて、顔認証や非接触技術を用いた鉄道改札システムや空港でのCIQ（通関、出入国管理、検疫）における新型コロナの水際対

策、ドローンを活用した施設維持管理、MaaS(Mobility as a Service)など、新技術の実用化や実用可能性についての検討も進んでいる。

このような状況下で、より開発効果の高い公共交通分野での協力プロジェクトを実施していくためには、新型コロナによる世界の運輸交通事業へ及ぼす影響、公共交通事業者等による新型コロナ対策の概要及び効果、新技術や新サービスの実態等について調査し、ポストコロナ社会の公共交通事業のあり方について検討することが必要不可欠であることから、本調査を実施する。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、新型コロナによる世界の運輸交通事業への影響、公共交通事業者等による新型コロナ対策の概要及び効果、公共交通分野における新技術や新サービスの実態等について調査し、ポストコロナ社会の公共交通事業のあり方、及びODAにより実施が期待される事業に関する情報収集・提案を行うことを目的に実施する。

業務の範囲は、上記に示す業務の目的を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第4条 調査実施の留意事項

(1) JICAの既調査を踏まえた検討

JICAでは、昨年、すでに世界の運輸交通行政機関及び公共交通事業者による新型コロナ対策について公開情報を中心に調査を実施(※)していることから、既存調査の内容を十分に踏まえた上で、調査を実施すること。特に既存調査では十分に調査されていない、①コロナ感染者数の増減と公共交通事業者による新型コロナ対策との関係性、②対策の効果、③対策を実施する上での行政と事業者間の費用分担のあり方について、十分に調査及び検討すること。

(※) 世界の公共交通事業者等による新型コロナウイルス対策 (JICA 調査、2020)
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/corona/index.html>

(2) 新技術(DX)や新サービス形態を踏まえた検討

近年、公共交通の運行においては、MaaS(Mobility as a Service)をはじめとする新技術や、ライドヘイリング(注:Gojek、Grab等)、カーシェアリングなどの新サービスが発達してきているほか、新型コロナの水際対策として空港での顔認証システムや非接触技術等への関心が高まっている。そのため、これら新技術や新サービス形態の実態、及び新型コロナウイルスによる影響を調査すること。

(3) 調査対象国

本調査は全世界を対象としているが、調査期間が限定されていることから、調査対象国については、以下のとおり2つのカテゴリーに分割した上で、調査することを想定している(※但し、下記以外にも、調査対象国についてふさわしいと思われ

る国があれば、プロポーザルにて提案すること。)。最終的な調査対象国については、JICA と協議の上、確定すること。

【カテゴリー 1（現地に渡航せず、公開情報等を中心に情報を収集する国）

- ASEAN10 各国
- 南アジア（インド、バングラデシュ）
- アフリカ（ケニアを含め 3 各国）
- 中南米（ペルーを含め 3 各国）
- 中東（2 各国）
- 欧州（ドイツを含め 3 各国）
- 北米（米国及びカナダ）
- 豪州及びニュージーランド
- 日本

【カテゴリー 2（現地に渡航の上、関係者等へのインタビューや現地視察等も含めて、詳細な情報を収集する国）】（全部で 5 各国を想定）（※渡航に係る費用についての見積もりは、別見積もりとして下さい。）

- ASEAN10 各国より 1 各国
- 南アジア諸国より 1 各国
- アフリカ諸国より 1 各国
- 中南米諸国より 1 各国
- 先進国（米国、欧州、豪州より 1 各国）

（4）調査結果の関連学会での発表

本業務での調査結果については、世界の運輸交通行政機関や交通事業者等へ共有するのみならず、2022 年度に開催される関連学会（例：アジア交通学会、Transportation Research Board (OECD)）で、JICA 社会基盤部より報告することを想定している。

第 5 条 調査の内容（※ 1 参照）¹

¹（※ 1）1. 調査（1）～（5）及び（8）に係る調査の情報収集をするにあたっては、ローカルコンサルタントを活用するなど、現地再委託することを可とします。ローカルリソースの活用方法については、現行のコンサルタント等契約制度の下においても、以下のような方法が検討可能であるため、必要に応じ、プロポーザルにおいて提案してください。

- ①特殊傭人費（一般業務費）を活用した、ローカルリソース（主に個人）を活用する。
- ②ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者 4 分の 3 までを目途として認めます。
- ③ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません（第 1 章「5. 競争参加資格」参照）。

(1) 新型コロナが世界の運輸交通セクターに与えた影響に関する調査

新型コロナが世界の運輸交通セクターに与えた影響について調査すること。運輸交通セクターとは、公共交通（都市鉄道、バス、タクシー、BRT等）に加え、都市間鉄道、自家用自動車、航空（国内、国際）を含むものとする。（但し、対象とするのは、旅客輸送のみとし貨物輸送は含まない。）

主な調査項目は、以下のとおりであるが、他に、新型コロナの運輸交通セクターへの影響を鑑みる上で、必要な調査項目があると考えられる場合には、プロポーザルで提案すること。

【調査項目】

- ① 各交通モードの利用者数、交通分担率、ピーク需要の変化
- ② 各交通モードの運行実態（運行計画の変化を含む）の変化
- ③ 各交通モードの事業経営への影響（収支、政府と交通事業者との契約関係への影響、雇用者数）
- ④ 利用者による公共交通に対する見方の変化
- ⑤ 環境分野への影響（大気質汚染の状況（CO2 排出量、NO2 排出量、粒子状物質（PM）排出量等）
- ⑥ 交通事故数の変化

(2) 世界の運輸交通に関係する行政機関による新型コロナ対策概要のレビュー

新型コロナが蔓延し、公共交通利用者が減少する中で、世界の運輸交通行政関係者（例：各国運輸省、地方自治体交通局等）が取り組んでいる政策について調査すること。調査にあたっては、政府レベルの対策のみならず、地方自治体レベルの対策についても調査すること。

主な調査項目は、以下のとおりである（※2）。²

【調査項目】

- ① 政策の対象期間
- ② 政策の対象地域
- ③ 政策の対象者
- ④ 政策の予算額
- ⑤ 政策導入に際しての主な議論
- ⑥ 政策導入時の課題
- ⑦ 政策の直接的効果及びその影響
- ⑧ 政策の副次的影響
- ⑨ 他交通セクターに対する政策

²（※2）他に、新型コロナの運輸交通セクターへの影響を鑑みる上で、必要な調査項目があると考えられる場合には、プロポーザルで提案すること。

⑩ 他国での適用可能性

(3) 世界の公共交通事業者による新型コロナ対策概要の調査

新型コロナが蔓延し、公共交通利用者が減少する中で、世界の公共交通事業者が実施している対策（例：乗務員と乗客の接触低減のためのパネルの設置、車内のソーシャルディスタンス促進、マスク着用等に関する啓蒙活動など）について調査すること。

主な調査項目は、以下のとおりであるが、他に、新型コロナの運輸交通セクターへの影響を鑑みる上で、必要な調査項目があると考えられる場合には、プロポーザルで提案すること。

なお、調査にあたっては、公共交通事業者による交通分野以外での貢献例（例：インドにおいて、寝台客車をコロナ患者の受け入れ施設として提供）についても調査すること。

【調査項目】

- ① 対策の導入期間
- ② 対策の導入地域（導入路線を含む）
- ③ 対策の予算額（予算の拠出者についての情報を含む）
- ④ 対策に対する乗客等の反応
- ⑤ 対策導入に際しての主な議論
- ⑥ 対策導入時の課題
- ⑦ 対策の他国での適応可能性
- ⑧ 新型コロナ対策としての導入効果等（注）

（注）対策の効果については、例えば、（公財）鉄道総合技術研究所や世界の鉄道研究所による研究成果等を参照しながら、効果の程度について、可能な範囲で検討することを想定しており、コロナ対策としての実証実験までを求めるものではない。

(4) 国際機関、国際業界団体が発出するポストコロナの公共交通のあり方に関する研究概要の調査

国際機関（例：世界銀行、アジア開発銀行等）や国際業界団体（国際公共交通連合（UITP）、世界鉄道連合（UIC））などが発出するポストコロナの公共交通のあり方に関する研究について調査し、その内容をレビューすること。

具体的には、アジア開発銀行による「Guidance Note on COVID-19 and Transport in Asia and the Pacific」、OECD 国際交通フォーラム（ITF）による「Transport Policy Responses to the Coronavirus Crisis」、国際公共交通連合（UITP）による各種ガイドライン等が想定される。

(5) 世界の空港における新型コロナにかかる水際対策の調査

世界の各空港では、新型コロナの感染拡大を防ぐために、様々な新型コロナ対策が実施されていることから、その概要等について調査すること。主な調査項目は、以下のとおりであるが、他に必要な調査項目があると考えられる場合には、プロポーザルで提案すること。

【調査項目】

- ① 空港における新型コロナに係る水際対策の概要（導入時期、導入地域（導入路線）、予算額、乗客等の反応、対策導入に際しての主な議論、対策導入時の課題、他国での適応可能性）
- ② 国際機関(ICA0、IATA)によるガイドラインの概要
- ③ 顔認証システムや非接触技術等の新技術（DX）や新サービスの導入検討状況
- ④ 顔認証システムや非接触技術等の新技術（DX）や新サービスの導入可能性

(6) 公共交通事業者が実施することが望ましいと思われる新型コロナ対策（グッド・プラクティス）の検討及び提案

調査項目（1）～（4）の調査結果を踏まえて、公共交通事業者が実施することが望ましいと思われる新型コロナ対策について、グッドプラクティス（15事例程度）を抽出し、提案すること。その際、グッドプラクティスの概要、実施スキーム、導入の際の課題、導入効果等について明確にし、下記（7）に記す広報資料としてまとめること。

(7) 公共交通事業者が実施すべき新型コロナ対策をまとめた広報資料の作成

上記（6）で調査した公共交通事業者が実施することが望ましいと思われる新型コロナ対策について、広報資料（①10頁程度のパンフレット（英文）を想定、②YouTubeに掲載可能な3～4分程度の動画）の2つにまとめること。

(8) 公共交通分野における新技術（MaaS、ライドヘイリング等）についての調査

近年、公共交通分野においては、MaaS(Mobility as a Service)やライドヘイリング（例：Grab, Uber, Gojek）等の新技術が発達していることから、これら公共交通分野で利用されている新技術（今後の利活用が期待されるものも含む）の実態及び課題について調査すること。なお、新技術については、公共交通の運行のみならず、公共交通の計画立案、建設、運行及び維持管理等に利活用可能な新技術を含むものとする。

(9) ポストコロナ社会における公共交通のあり方についての調査及び提案

上記（１）～（４）、及び（６）～（８）を踏まえて、以下の３つの各段階におけるポストコロナ社会における公共交通の望ましいあり方について提案すること（※３）。³

【フェーズ１】計画策定段階（例：望ましい需要予測方法、望ましい車両の設計諸元、駅空間の設計などの提案を想定）

【フェーズ２】建設段階（例：新技術を活用した建設、施工管理方法などの提案を想定）

【フェーズ３】運営及び維持管理段階（例：新技術を活用した運行及び維持管理などの提案を想定）

（１０）ODAで実施可能性のあるプロジェクトの調査及び提案（協力コンセプト、事業費概算、実施スケジュール、開発効果）

上記調査（１）～（９）を踏まえ、ODAで実施可能性のあるプロジェクト（技術協力プロジェクト、資金協力プロジェクトの双方を想定）について提案すること。提案の際には、提案事業の協力コンセプト、事業費概算、実施スケジュール、開発効果についてあわせて提案すること。

（１１）インテリム・レポートの作成及びJICAとの協議

上記（１）～（５）までの調査結果をインテリム・レポートにまとめた上で、JICAと今後の調査方針について協議すること。また、インテリム・レポートの内容について、「JICA開発途上国における都市鉄道プロジェクト・課題別支援委員会」（2021年第４四半期の実施を想定）で発表の上、委員からのコメントを聴取し、同コメントを今後の調査方針及びドラフト・ファイナル・レポートに反映させること。

（１２）ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートの作成

調査結果全体をドラフト・ファイナル・レポートにまとめた上で、ドラフト・ファイナル・レポートの内容について、「JICA開発途上国における都市鉄道プロジェクト・課題別支援委員会」（2022年第１四半期の実施を想定）で発表の上、委員からのコメントを聴取すること。JICA及び課題別支援委員会委員からのコメントを踏まえ、必要な修正を行った上で、ファイナル・レポートをJICAに提出すること。

（注）「開発途上国における都市鉄道プロジェクト 課題別支援委員会」の事務局業務（例：委員への委嘱等）及び会議の運営については、JICA社会基盤部において実施予定。

³（※３）ポストコロナ社会における公共交通のあり方を提案する上で、よりふさわしいフェーズ分けがあると考えられる場合には、プロポーザルで提案すること。

第6条 報告書等

- ① インセプション・レポート (IC/R)
 - 記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
 - 提出時期：調査開始後 15 日以内（現地調査開始前）
 - 部数：和文、英文（製本不要。電子データ可。）
 - 電子データ：上記報告書の PDF

- ② インテリム・レポート (IT/R)
 - 記載事項：調査（1）～（5）の調査内容
 - 提出時期：2021 年 10 月頃
 - 部数：和文 2 部、英文 4 部（簡易製本（ホッチキス止め可））
 - 電子データ：上記報告書の PDF

- ③ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)
 - 記載事項：本調査の全体成果（冒頭に要約を添付）
 - 提出時期：2021 年 12 月下旬頃
 - 部数：和文 2 部、英文 4 部（簡易製本（ホッチキス止め可））
 - 電子データ：上記報告書の PDF

- ④ ファイナル・レポート (F/R)
 - 記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントに対応して必要な修正を行ったもの
 - 提出時期：2022 年 2 月
 - 部数：和文 2 部、英文 4 部（全て製本）
 - 電子データ：CD-R3 部

なお、ファイナル・レポートの巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた要約を含めること。

(2) その他の提出物

① デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの現状が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出に当たっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。写真の著作権については JICA に帰属するものとする。発注者は広報用素材として各種媒体への活用を想定している。

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部数：CD-R 1 枚（jpeg ファイル形式）

② 収集資料デジタル画像集

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データとして、発注者に提出する。

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部数：CD-R 1枚

別紙：報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第1章 調査の背景・経緯・実施方法

第2章 新型コロナが世界の運輸交通セクターに与えた影響

第3章 世界の公共交通事業者による新型コロナ対策

第4章 国際機関、国際業界団体が発出するポストコロナの公共交通のあり方に関する研究概要

第5章 世界の空港における新型コロナにかかる水際対策

第6章 公共交通分野における新技術の現状と課題

第7章 ポストコロナ社会における公共交通のあり方

第8章 今後 ODA で実施可能性のあるプロジェクト

第9章 まとめ

(添付資料) 公共交通事業者が実施する新型コロナ対策・グッドプラクティス集

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年6月～2022年2月まで本業務を実施することを想定している。

調査対象国については、計3回の渡航を想定しているが、詳細な工程については、プロポーザルで提案すること。また、上記より短期間での調査が可能である場合はプロポーザルで提案を行うこと。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18 人月 (M/M) (現地：11M/M、国内 7M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／公共交通計画（2号）
- ② 鉄道事業（3号）
- ③ バス事業
- ④ 財務・経済分析／需要予測
- ⑤ 水際対策（空港）
- ⑥ デジタル・トランスフォーメーション（DX）／新技術
- ⑦ 感染症
- ⑧ 広報

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

「第3章 特記仕様書案」、第5条調査の内容に記載の（1）～（5）及び

（8）に係る調査（以下）

- ・ 新型コロナが世界の運輸交通セクターに与えた影響に関する調査
- ・ 世界の運輸交通に係る行政機関による新型コロナ対策概要のレビュー
- ・ 世界の公共交通事業者による新型コロナ対策概要の調査
- ・ 国際機関、国際業界団体が発出するポストコロナの公共交通のあり方に関する研究概要の調査
- ・ 世界の空港における新型コロナにかかる水際対策の調査
- ・ 公共交通分野における新技術（MaaS、ライドヘイリング等）についての調査

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 公開資料

- 世界の公共交通事業者等による新型コロナウイルス対策 (JICA 調査、2020)
(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/corona/index.html>)

(5) その他留意事項

1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA事務所や日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため、関係諸機関に対する協力及び調整作業を十分に行うこと。現地業務時は、JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。現地業務に先立ち、外務書「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

以上